

児童虐待を無くすには

3年1組4番 今津 悠翔

1. はじめに

近年、18歳未満の子どもへの児童虐待が増え続けています。厚生労働省が発表した2020年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は20万5000件であり、2010年度と比較すると、約3.5倍になっています。この背景にはコロナ禍の影響があるとされており、コロナで経済的基盤を失った保護者が子どもに当たるケースや、一斉休校で家にいる時間が多くなったこと、それらがトリガーとなって潜在的な虐待が目に見えてくる形になったと言えます。なぜ虐待は無くならないのか、どのように虐待を無くすのか、私たちができるることは何か、の三つの軸で検証していきます。

2. 児童虐待の定義

○身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

○性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

○ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

○心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

3. 国内での取り組み

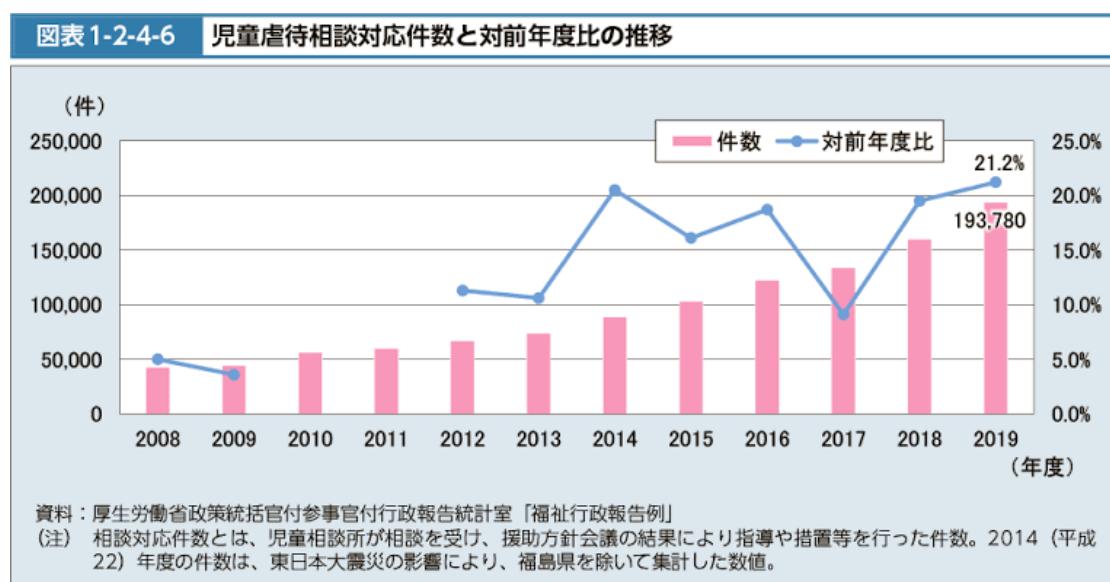
2000年に児童虐待防止法が施行され、その後法改正、関係機関による取り組みの強化が行われていますが、いまだに件数は増え続け、命が奪われる事例も後を絶ちません。厚生労働省の社会保障審議会児童部会に設けられた「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」による検証によれば、虐待によって子どもが死亡するケースは毎年100人前後に上り、虐待死（心中以外）のうち約40%が声をあげることのできない0歳児です。

子どもの虐待に対する取り組みは、発生の予防から早期発見・対応、長期にわたる子どもの保護・支援まで多岐にわたり、多くの関係者による連携が不可欠です。虐待の早期発見・対応を強化するためには、児童相談所・市町村・警察間での情報共有や連携を強化すること

が必要です。また、虐待が隠れていることもある「所在不明児童」の発見・保護の強化のための連携も重要です。

虐待の発生を予防するためには、医師とも連携し、妊娠中から子育て困難な妊産婦への支援を行うことが大切です。さらに、被害を受けた子どもに対しては、適切に一時保護を行うこと、精神的なケアを含む長期的なサポートを実施することが必要です。

厚生労働省によると、全国215カ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は2020年度の速報ベースで20万5029件でした。前年度比で5.8%増、20年前との比較では11.5倍以上になっています。特に近年は高い増加率で推移しています。



上記と別に、全国の市町村にあった児童虐待の相談件数は、2018年度で12万8816件でした。児童相談所に比べると少ないですが、件数自体は同様に増え続けています。同じ人が両方の窓口に相談しているケースもあり得るため、両方を単純合算したものを「虐待の件数」ととらえることはできませんが、少なくとも年間で児童相談所と全国の市区町村にそれぞれ10万件を超える虐待の相談が寄せられているのが今の日本の現状です。

3. なぜ虐待は無くならないのか

児童虐待が無くならない理由として、虐待家庭のほとんどは公的機関を「敵」として見ていることが挙げられます。実際に虐待が起こった事件でも「児童相談所がうるさかった」という供述もあり、行政の目が入らない死角で、虐待は深刻化してしまいます。しかし、当事者たちは最初から行政を敵視しているわけではありません。むしろ助けを求めて市役所や区役所に何度も足を運び、窮状を訴えているケースが多いです。あちこちの窓口に行かされは何度も同じ話をさせられたあげく、上から目線の言葉を浴びせられ、望む支援は拒絶され、法律や条例、過去の運用等に照らして一定の基準をクリアした一部の家庭以外は支援を受けられていません。今後の方針として、児童相談所の人的拡充と機能強化、親権の制限をより容易にすること、児童相談所と警察の全件情報共有、里親や特別養子縁組の支援、児童

養護施設やファミリーホームなど、一時保護施設の拡充が明言されていますが、あまり進んでいないようです。

4. わたしたちができること

電車やバスの中で泣く子をあやしたり、ベビーカーで階段を上がれなかったり、公共の場で困った状況にある時、ちらっと見られただけでも「責められているような気がする」という親の声はよくあるそうです。「泣きやませられないのは自分のせいだ」、外出しない方がいいのだろうか」などと、無力感や孤立感を深めれば、ストレスがたまります。困っている親子を見たら、「泣いちゃいますよね」「手伝いましょうか」などと声をかけること、また、声をかけやすい社会にしていく必要があります。虐待があったり、子育てに困難を抱えていたりする家庭は、地域でのつながりがないケースが多いです。近所に子どもがいる家庭があれば、積極的に親や子どもにあいさつしてあげてください。

気になる家庭があっても、追い詰めてしまうのでは、と通報にはためらいを覚える人も少なくないと思います。しかし、専門機関への情報提供は、家族が適切な支援を受けるための第一歩にもなります。結果的に虐待にまで至っていないなくても、子育てに悩みや困難を抱えている親を把握することにもつながります。「189」にかけると、固定電話なら、最寄りの児童相談所に直接つながります。携帯電話、IP電話の場合は、オペレーターに都道府県と市町村を伝え、管轄の児童相談所につなげてもらうことになります。児童相談所の担当者からは、どこで、どんな状況を見聞きしたのかについて聞かれます。通告や相談は匿名でも大丈夫です。名前を伝えたとしても、児童虐待防止法には児童相談所が「通告した人を特定させるものを漏らしてはならない」と定められており、相手に伝わることはできません。

資格を取って子育て支援の現場に入ったり、学習支援のボランティアに携わったりする人もいますが、特別なことではなく、つながること、可能な範囲でサポートすることが大切です。

5. 結論

児童福祉法25条ではもともと国民全ての義務として、「保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見したもの」の通告義務があり、それに加えて、児童虐待防止等に関する法律では5条で「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定され、病院や医師には早期発見の努力義務が課されました。通告に関しては改めて6条で「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と規定されています。ここで、「思われる」とされているのは、確証が無くても通告が義務であることを明確にしているのです。虐待は疑った段階で通告する義務があります。子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒声、不自然なあざやけなど、極端な栄養失調や発達の遅れ、乱暴な言葉づかい、極端な無口、表情が乏しい、大人へ

の過度な反抗的態度、顔色を伺う態度、家に帰りたがらない、年齢や場所に不釣り合いな言動。虐待の兆候は日常に隠れています。もちろん、児童養護施設、児童相談所の機能強化、支援制度を受けやすくすること、教育現場、警察との連携など行政の課題はまだまだ沢山ありますが、互いが互いに声をかけやすい明るい社会にしていくことが私たちにできることだと考えます。

6. おわりに

児童虐待はニュースや新聞で見かけることの多い身近な問題です。「189」や声かけが当たり前に行われ、さらに関心を持つことで、法改正や現場の整備のため、選挙に向かう人や署名活動に参加する人が増えると考えます。また、妊娠、出産、共働き家庭、ひとり親家庭の支援、待機児童の解消がさらに進めば児童虐待をなくすことができると思います。誰もが当たり前のように大人になれるように、虐待死を0にするためには社会を変えていく必要があります。

7. 参考文献・出典

厚生労働省 児童虐待の定義と現状https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyodo/kodomo_kosodate/dv/about.html

厚生労働省 福祉行政報告例 児童福祉
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450046&tstat=000001034573>

認定特定非営利活動法人 児童虐待防止ネットワーク子ども虐待防止 オレンジリボン運動
<https://www.orangeribbon.jp/about/orange/>